

令和5年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和5年9月19日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 15時13分
【場所】 川崎市役所第3庁舎15階 第1・2・3会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満
教育長職務代理者 田中 雅文
委員 野村 浩子（オンライン参加）
委員 芳川 玲子
委員 森川 多供子

【欠席委員】

委員 石井 孝

【出席職員】

教育次長 池之上 健一
総務部長 柴山 巖
教育政策室長 岩上 淳
教育環境整備推進室長 吉永 太
職員部長 北川 友明
学校教育部長 小澤 毅夫
健康給食推進室長 日笠 健二
生涯学習部長 大島 直樹
総合教育センター所長 鈴木 克彦
庶務課長 鷹嘴 将行
庶務課担当課長 伊藤 卓巳
教育政策室担当課長 豎月 基
職員部担当部長 植村 裕之
学事課課長補佐 米岡 祐哉
教職員人事課長 細見 勝典
庶務課担当係長 桐生 真由美
教職員人事課担当課長 本波 直人
庶務課職員 和地 祥太
教職員人事課担当係長 宮嶋 恵太
庶務課課長補佐 葛山 久志
学事課長 新田 憲
調査・委員会担当係長 高木 直子
書記 長谷川 俊太

【署名人】

委員 芳川 玲子
教育長職務代理者 田中 雅文

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、石井委員が欠席で、また、「川崎市教育委員会会議規則」第4条第2項の規定により、野村委員がオンラインで参加されています。また、同条第3項の規定により、野村委員は会議に出席しているものとみなし、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

7月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 6名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<異議なし>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<異議なし>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして、傍聴を許可します。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、報告事項No. 1、及び議案第24号は、人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第1号に該当するため、同条ただし書の規定により、これらの案件を非公開とすることよろしいでしょうか。

【各委員】

<異議なし>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

芳川委員と田中委員にお願いいたします。

7 陳情審議

陳情第2号 川崎市の教職員の基本的人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情 I について

【小田嶋教育長】

それでは、陳情審議に入ります。

「陳情第2号 川崎市の教職員の基本的人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情 I」について審議いたします。まず、陳情者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いいたします。

(陳情者が席に移動)

【小田嶋教育長】

ただ今から10分程度でお願いしたいと思います。それではどうぞ。

【陳情者】

お世話になっております。昨年度もお会いした方、多いと思いますけども、よろしくお願ひしたいと思います。今日は非常に少ないですね。

昨年5月、この場所で私が陳情した内容をきちんと覚えていらっしゃるでしょうか。昨年度は、どうもここにいる方は頭がよ過ぎるようで、私たち一般職員の声を理解してはもらえませんでした。非常に残念であるばかりか、失望と憤慨の感情が毎日毎日沸き起こり、そして今も続いております。

その結果、昨年12月から、私自身も精神的に痛めつけられ、発病しました。現在も通院が続いております。これは、全て教職員人事課と教育長によるうそ、ごまかし、争点をずらした回答、無視によるものです。私自身の基本的人権を握り潰し、組織全体のいじめ、教職員人事課を中心とした不正、隠蔽等が原因です。もはや組織ぐるみの犯罪に当たるのでしょうか。それが原因です。

昨年度の陳情でも、何もまともな回答はなく、全く説明責任を果たされていませんでした。まず、私は、川崎市教職員通報制度の下に、2年半前に教職員人事課と2度面談し、当時の校長の様々な愚行とともに、なぜこんな人間が校長になるのか、任命責任、管理責任を含めて回答を求めました。そしたら、6か月もメール返信すらなく、ずっと無視を貫かれた状態でした。この通報制度窓口が教職員人事課にあるとするのならば、15日以内に返答する義務があるにもかかわらず、無視を続けたことは明らかに法律違反です。さらに、ここでの陳情、陳情の回答は、昨年4回の面談をして丁寧な扱ったというものでした。

何だそれ。こちらが最初に2回の面談をして、伝えに行き、6か月間無視しているのはあなたの方でしょう。その後、こっちが要求して、2回やっと面談したんでしょう。何も答えていないでしょう。6か月間無視しているのはあなた方なんですよ。ひどいものですよ。

今回、改めて、今年の4月に提出した通報制度の回答が3日前に来ました。そこには、管理職の人事や承認に関する要望などの記事があったものの、職員通報であることが認知できる内容となっていなかったことから、6か月以上対応がなされなかった。私は、この間、1通のメールしか出していません。ここにあります。これを読んで分からないんですか。ここにきちんと書いてありますよ。

自分が最初に出したメールの一部、ここには、「ひどい校長の下で働いた職員は非常に嫌な思いをして、苦虫を噛み潰した日々を過ごしておりました。誰が謝罪していただけるのでしょうか。任命責任、管理責任は誰が取っていただけるのか」。きちんと記載してあるでしょう。見えないんですか。

教育長もここにいる教育委員も、川崎市に詳細な校長の愚行について2021年、22年に送っています。教育委員の方々にも送っています。読んでいないんですか。

私たち教員は、児童・生徒の声なき声を酌み取ろうと必死に取り組んでおります。あなた方は自分たちの都合の悪いことは読もうともしない、見ようとし、酌み取ろうともしない。そればかりか、全てのことを権力の下、握り潰しているのです。

教育長、あなたは非常に冷酷な人間ですね。こんな人間が教育長でいいのでしょうか。あまりにもひどい対応で驚きました。こんなうそが教育委員会では通るんですか。この場では通るんですか。こんな腐った場所で、私は今まで子どもたちのために一生懸命、命を削って頑張ってきました。大変なショックです。

教育委員会の皆様、あなた方がここにいるのはなぜですか。お金のためですか。教育をよくするためですか。川崎市の教育をよくするためなら、いくら教育長に任命されたからといって、あなた方は市民の代表としてここにいるのです。ただ単に教育長の意図のままに発言し、感想を述べて終わるだけでは、何の意味、役割を果たしているとは言えません。私のような通報をした職員や意見に対して、なぜ昨年、別の場所で詳しく再度聞こうとしていないんですか。あるいは細部にわたって調査、分析しようとあなた方は何でしないんですか。あなた方は、川崎市の教育がよくなるためにきちっと監視する役目があるんですよ。教育長と足並みそろえて一緒に動いているんじゃないんですよ。ほかにもあなた方は収入源たくさんあると思います。そんな中途半端な気持ちでここにいるんだったら、今すぐ辞めていただきたいと思います。税金の無駄遣いです。

今回の事前にできているマニュアルどおりに「不採択とします」ともう発言も決まっているでしょう。しかし、もし教育委員会の犯罪が明らかになった場合には、あなた方教育委員の責任も追及されます。徹底的に追及します。知らなかったではすみません、分からなかったではすみません。その覚悟の下、きちっと返答をお願いしたいと思います。

昨年度の陳情の回答も全てうそやごまかし、争点をずらした回答ばかりで、初めての体験で本当に驚きました。しかも、教育をつかさどる場でこんなことが平然と起きているのかと思うとびっくりです。

今回の通報の回答として、庶務課職員が私の個人情報である名前も含めての住所をホームページに載せてしまった犯罪において、会議規則第16条第1項で、住所及び氏名を記載した文書を提出しなければならない。提出するのは当たり前ですよ。その上で、公開案件となり、会議資料である請願・陳情書や会議録の公開となる説明をし、それを受けてB教頭は陳情を行ったとしており、法律違反ではない。説明は一切受けていません。

メールを見れば明らかですよ。それ以外、実際に会ってもいません。もし、会って話をしたとしても、ホームページに名前を載せていいという法律なんか、どこに書いてあるんですか。個人情報保護違反でしょう、明らかに。いつ、どこで、どのように説明があったのか、明らかにしてください。

また、公開で案件となった場合には、本人の確認も取らずに、勝手にホームページに名前を出していいのか。そんな法律どこにもありませんよ。

以上のことを個人情報の保護に関する法律違反で、そのことは、教育長、あなたが認めてしまったということは、教育長自身が犯罪者の仲間だということになりますので、きちんと本人の言葉で、その辺を伝えていただきたいと思います。

今まで2年半以上前から、再三、再四、陳情や通報制度を通して質問してきたこと、元の校長の愚行について、校長承認、人事の口利きの問題、校長会の下に置かれた任意団体である各常任委員会との癒着、傲慢な教育委員会定例会の運営、教職員人事課には必ず体育の常任委員がいる。修学旅行の運営を校長会、特に体育の常任の校長に任せきりになっている。何でも一つも調べずに、まともな回答は何一つありませんよね。これが隠蔽をしている明らかな証拠です。

私がもう回答を求めたことに対し、今回の通報の回答では、いずれも通報事実の記載が認められず、公益通報窓口における取扱いになじまないものと考えているというものでした。

この組織が機能していないからなじまないんじゃないんですか。全く機能していないからなじまないんじゃないんですか。我々には、児童や家庭に対してきちんと説明責任を果たす、そうい

うふうに要求しているにもかかわらず、なぜ教育委員会は説明責任を果たさないんですか。一つ一つこれはこうなっているので、こうしている、ここは確かに問題があるから改善していく、丁寧に理論的に説明していけばいいんじゃないんですか。

それが全くできないということが、反論が一切できないということは、全て私が言っていることを認めている、そういうことですよね。

私たちが、自分たちが潔白で、不正をしていないのであれば、教育長がきちんと証拠を提示して、詳細な説明をしていただければよいんじゃないんですか。

【小田嶋教育長】

陳述を終わっていただきたいと思います。10分経過しました。

【陳情者】

以上のことも含めて、教育長にお願いします。じかにお答えください。

教職員人事課は通報制度の窓口だけなのですか。通報制度に当たらない点は、どこが窓口なのでしょう。通報事実の記載が認められずとありましたが、何をどのようにお調べになったのでしょうか。なぜ、通報者である私に何もお尋ねしないんですか。私には詳細な情報を渡す用意があります。

【小田嶋教育長】

まとめてください。

【陳情者】

なぜ何も聞かないんですか。おかしいですよね。もしこんなことをお答えできないのであれば、教育長失格です。本当に情けないです。こんな非情できちんとした判断ができない教育長の下で働いているなんて、本当に残念です。そうならないようにきちんとした回答をお願いいたします。

一般教職員は、子どもたちのためにみんな一生懸命働いています。

【小田嶋教育長】

時間が大分経過していますので、まとめてください。

【陳情者】

分かりました。児童・生徒の権利を守りながら、様々な個性を抱えている子どもたちをまとめ、保護者からの様々な要求に応えながら、勤務時間中は1分1秒も休むことなく働いています。子どもたちを教育し、未来の日本を支えてくれるように頑張っています。

しかし、川崎市教育委員会は、子どもの権利条例をいち早くつくったにもかかわらず、教職員の基本的人権は無視し続けている。これは明らかな犯罪です。教職員は、昔から校長人事を含めてみんなおかしいと思っています。校長が権力を握った教育委員会づくりを。

【小田嶋教育長】

陳述を終了させてください。これで終了といたします。

(陳情者による発言)

【小田嶋教育長】

終了させてください。勝手な発言をしているようですと、傍聴人規則に従って、退室をお願いしますよ。

(陳情者による発言)

【小田嶋教育長】

退室をお願いします。もう終了です。

(陳情者による発言)

【小田嶋教育長】

それ以上、陳述を続けるのなら、退室をお願いいたしますよ。

(陳情者による発言)

【小田嶋教育長】

約束の中でやっています。終了してください。

(陳情者による発言)

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

以上で陳述を終了いたします。

陳述については、本陳情の審議に際しての参考とさせていただきたいと思います。

それでは次に、事務局から説明をお願いいたします。

(陳情者による発言)

【小田嶋教育長】

発言を控えてください。

傍聴席からの発言は控えてください。

事務局から説明をお願いいたします。

【本波教職員人事課担当課長】

それでは、「陳情第2号「川崎市の教職員の基本的人権を守る川崎市教育委員会教職員通報制度のガバナンスの確立と教職員人事課のコンプライアンスの確立を求める陳情I」」について御説明

いたしますので、01-2、陳情第2号資料のファイルをお開きください。

初めに、職員通報制度などの陳情内容に関する規定等について、御説明申し上げます。

資料の2ページを御覧ください。資料1は川崎市教育委員会職員通報制度等に関する要綱でございます。第2条第5号にございますとおり、通報対象となるものは、公益通報者保護法第2条第3項に規定するものや、市の事務に係る法令に違反する行為となっているなど、職員通報の処理等について、必要な事項を定めているものでございます。

資料の6ページを御覧ください。資料2は川崎市教育委員会職員通報制度等に関する事務手続要領でございます。第5条第2項にございますとおり、通報者への通知については、通報書を受けた日から起算して15日以内に行うもの等、職員通報制度等の施行について、必要な事項を定めているものでございます。

資料の9ページを御覧ください。資料3の上段は「公益通報者保護法」でございます。第2条第3項にございますとおり、この法律における通報対象事実とは、同法別表に掲げる法令等に規定する罪の犯罪行為の事実等とされております。

また、下段は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」でございます。第21条に教育委員会の職務権限が定められており、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」とされ、19の事務が掲げられているところでございます。

資料の10ページを御覧ください。資料4は「川崎市立学校管理職昇任候補者選考要領」でございます。学校管理職の昇任につきましては、この要領に基づいて、公平公正に選考を実施しているところでございます。

(傍聴人による発言)

【小田嶋教育長】

発言をしないでください、傍聴席から。発言があった場合は、退室していただきます。

(傍聴人による発言)

【小田嶋教育長】

退室してください。傍聴人規則の第6条に従って、退席をお願いいたします。

(傍聴人による発言)

【小田嶋教育長】

会議を続けます。

【本波教職員人事課担当課長】

資料の14ページを御覧ください。資料5の上段は、これまでのA教頭との対応状況でございます。教職員人事課においては、令和3年3月以降、A教頭から、学校管理職の人事の在り方等について要望を受けてまいりました。この間、面談については、令和3年3月、同年4月、同

年11月、令和4年3月に計4回の機会を設け、それぞれ約1時間前後の時間を取って要望を聞き取るとともに、A教頭からの問合せに対する文書での回答については、令和3年11月に1回、同年12月に3回、令和4年5月に1回、計5回行うなど誠実な対応に努めてきたところでございます。

下段の今回の職員通報に係る対応状況につきましては、令和5年3月23日に通報書を受領し、4月6日付で職員通報として処理する旨を通知し、その後、調査を行い、その結果について、9月15日付で通知したところであり、要綱及び要領にのっとって対応してきたところでございます。

なお、陳情書において、「A教頭は職員通報制度に基づいて通報したが6か月以上に亘って放置・無視された」とされていることについてでございますが、ここで「通報」とされているものは、上段の表における、令和3年4月の備考欄に記載のメールを指しております。このメールでは、管理職の人事に関する要望等の記載はあったものの、職員通報と認知できる内容ではなかったことから、職員通報としての処理を行わなかったものでございます。

また、6か月間メールの返信などができなかったことにつきましては、職員が受信したメールに気づかなかったことが原因であることから、同年10月にA教頭から問合せの電話があった際に謝罪し、その後、同年11月の面談の際にも謝罪し、令和4年5月にA教頭宛てに回答した文書においても謝罪するなど、誠実な対応に努めてきたところでございます。

資料の15ページを御覧ください。資料6は本陳情に対する本市の考え方でございまして、教職員人事課のこれまでの対応状況など、本陳情のうち主なものについての考え方を御説明申し上げます。

初めに、本市の考え方1でございまして、陳情書の項番1の①、陳情書1枚目の上段部分において、「E校長の問題行動について話をした一どうしてこうした校長を昇任させ、6年間も居座っていたのか」等とされていることにつきましては、令和3年3月以降のA教頭との面談及び文書回答において、学校管理職の昇任については「川崎市立学校管理職昇任候補者選考要領」に基づいて公平公正に選考を実施していること、昇任に関する個別・具体的な判断の事由については、お答えすることができないこと、校長の言動について問題となる事実は確認できなかったことなどを説明してきたところであり、現時点でもこの考え方に変更はありません。

次に、本市の考え方2でございまして、陳情書の項番1の②、陳情書1枚目の中段部分において、「A教頭が通報した事項に関し「調査」したかどうか明らかにせず、A教頭は、職員通報制度に基づいて通報したが6か月以上に亘って放置・無視された」等とされていることにつきましては、ここで「通報」とされているものは、令和3年4月に、庁内のグループウェアによってA教頭から教職員人事課に対して送信されたメールを指しているものですが、このメールでは、管理職の人事に関する要望等の記載はあったものの、職員通報と認知できる内容はなかったことから、川崎市教育委員会職員通報制度等に関する要綱第8条の規定に基づく通報の処理等を行わなかったものです。

なお、6か月間メールの返信などができなかったことにつきましては、職員が受信したメールに気づかなかったことが原因であることから、同年10月にA教頭から問合せの電話があった際に謝罪し、その後、同年11月の面談や令和4年5月にA教頭宛てに回答した文書においても謝罪するなど、誠実な対応に努めてきたところです。

次に、資料の16ページを御覧ください。本市の考え方3でございまして、陳情書の項番1の

③、陳情書2枚目の中段、ページ上から五つ目の黒ぼち部分において、「教職員人事課の問題を教職員人事課の職員が調査しては公平性が保てない。」「要領の第3条処理方針の決定、第4条通報事実の事前調査等は通報者に4月から3か月以上たっているが連絡すらもない」等とされていることにつきましては、本年3月23日付で受領した職員通報書につきましては、川崎市教育委員会職員通報制度等に関する要綱第8条の規定に基づき、通報者に対し、4月6日付で職員通報として処理する旨を文書で通知し、その後、要綱第9条の規定に基づき調査を行い、その結果について9月15日付で通知したところです。また、川崎市教育委員会職員通報制度等に関する事務手続要領第3条の処理方針の決定等は職員通報窓口における内部の手続を定めるもの、要領第4条の規定に基づく通報事実の事前調査は必要に応じて行うものとなっておりますので、要綱及び要領に定められた手続にのっとり、処理を行っているところです。

また、要綱第7条は、「職員等は、自らが関係する職員通報の事案の処理に関与してはならない」と定めておりますが、これは、職員通報を受けた事案に関係している職員については、当該事案の処理に関与しないということです。今回の職員通報の内容のうち教職員人事課関係のものについては、令和2年度及び令和3年度の対応に関するものですが、教職員人事課において今回の職員通報の事案の処理を担当している職員につきましては、令和2年度及び令和3年度の対応には関わっていないため、要綱第7条の規定には抵触しないものと考えております。

次に、本市の考え方4でございますが、陳情書の項番2、陳情書2枚目の下段において、「職員通報制度の窓口を教職員人事課ではなく、第三者組織を設置することでその役割業務を移転すること。また、その組織に市教委の全ての取り組み（特に人事権）を監視できる強い権限を与え、直接、教育委員・組合等と連携できるようにすること」等とされていることにつきましては、これは、教育委員会職員通報制度の窓口となる第三者組織を新たに設置し、その組織に、教育委員会が行う全ての取組（特に人事権）を監視できる強い権限を与えることを求めるものです。これは、教育委員会に対し、同委員会の全ての事務執行を監視する組織の設置を求めるものですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条で定める教育委員会の職務権限外の事項であることから、陳情の審議の対象とならないものと考えております。

なお、職員通報制度における通報の対象となるものは、「川崎市教育委員会職員通報制度等に関する要綱」で規定しているとおり、「公益通報者保護法」で定めるものや、市の事務に係る法令に違反する行為であり、人事上の問題は、本制度の通報の対象とならないものです。

本市といたしましては、これまでA教頭に対し、誠実な対応に努めるとともに、職員通報については、制度にのっとり対応してきたところでございます。

陳情第2号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

説明は以上です。

それでは、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。

まず初めに、陳情書の冒頭に、昨年度審査をうそやごまかしというふうに書かれていますが、これについては、大変心外です。というのも、昨年は、事務局が丁寧に読み上げた事実を基に、管理職の昇任制度等に関わる要望や陳述者の申出に対する過去の対応状況などを確認した上で審査をした結果が不採択というものであったということです。

初めに、昨年の審査に挑んだ、他の委員の考え方を聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。

【小田嶋教育長】

昨年、陳情審査を行ったのは、今日、石井委員は欠席ですので、私と野村委員です。

私は、今、田中委員がおっしゃること、全く同感です。今回も事務局は、関係法令等や今までの対応状況等を改めて確認したり、再調査をして事実を積み上げていると思っています。我々も事実に基づいて適切に判断していきたいと考えています。

野村委員は、今日オンライン参加ですが、野村委員、いかがでしょうか。

【野村委員】

野村です。私も昨年の9月の陳情の審査に関わった一人です。今回、改めてまた6月の資料を拝見して……。

(傍聴人による発言)

【野村委員】

もう一度申し上げます。私も昨年の9月に陳情の審査に関わった一人です。改めて今回の陳情を受けて、昨年の9月の資料ももう一度改めて見返しました。人と人ですので心情的な部分もあるかと思っています。お気持ちとしてはお察しする部分もあるんですけども、どうしても私たちが積み上げていくものというのは、どんなやり取りをしたかですとか、その中に事実があったかどうか、そういったものを丁寧に拾い上げていくことしかできないと思っております。

今回も重なる部分が多いと思いますので、今回も前回同様に、一つ一つ振り返りながら審査を行っていくしかないのではないかなと考えております。

(傍聴人による発言)

【小田嶋教育長】

野村委員、もう一度発言をお願いしてよろしいですか。

野村委員、お願いします。

【野村委員】

もう一度申し上げたほうがいいですね。

【小田嶋教育長】

はい。

【野村委員】

私も昨年9月の陳情の審査に関わった一人です。今回、また陳情にお越しになられるということで、昨年の資料も改めて振り返りました。人と人のことですので、心情的な部分も絡んでくるんだらうなということはお察しいたします。ただ、やり取りの中で、どういったことが交わされたのかとか、その中にうそがなかったのかどうか、そういった一つ一つを確かめて、法令と照らし合わせていくしかないのではないかなと私自身考えておりますので、今回もまた同様に、一つ一つ事実確認をしていくのがいいのではないかと考えています。

(傍聴人による発言)

【野村委員】

はい。聞き取りづらくて大変申し訳ありません。もう一度申し上げます。私も昨年の9月の陳情の審査に関わった一人です。今回も陳情としてお越しになられるということで、昨年9月の資料も改めて拝見しました。人と人のことですので、そこに心情も関わってくるんだらうなということはお察しいたします。ただ、私たちにできることは、丁寧にやり取りをする中で、内容に間違いがないかですとか、法令に関わることを確認していくことだと思っております。

ですから、今回も重なる部分があるかと思うんですが、一つ一つ丁寧に確認をしながら審査してまいりたいと思っております。

【小田嶋教育長】

はい、ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問をお願いいたします。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

それでは、陳情書の願意がちょっとつかみにくいんですけども、この表題からすると、職員通報制度をきちんと運用してほしいということと、教職員人事課に法令遵守を求めるという2点ではないかと考えます。そして、質問が幾つかありますけれども、それらに丁寧に回答をしてほしいということだと思えます。

【小田嶋教育長】

今、田中委員のほうから、陳情書にいろいろなことが書かれていて、願意がつかみにくいということありましたけど、表題にあります部分、あと1と2というところに書かれてまとめられたことを今、まとめてくれたかなと思えますけど。

ほかにもいろいろ質問等あるんですが、今、田中委員がおっしゃってくれたことについては、そのような捉え方でよろしいですか、ほかの委員の方も。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、ほかにかがでしょうか。
芳川委員。

【芳川委員】

分からないことがあって教えていただきたいんですけども、普通、メールを出して6か月間も全く気づかないということは、ほとんど普通では考えられないことなんですけれども、その経緯をもう少し教えていただけますか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【本波教職員人事課担当課長】

メールの送受信の方法としましては、当該職員は、普段川崎の職員の電子メールを使用しております。ほかにもスケジュールを確認したり、あるいは施設予約をしたりというようなシステムの電子メールのやり取りが可能でございまして、普段その職員は、そちらについては見る習慣がなかったことから、6か月間メールの存在に気づかなかったものでございます。

【芳川委員】

なるほど。はい、分かりました。

そうなる。普段から見ると習慣がないということ自体が、実はとても大きな問題ではないかというふうに思いますので、自分自身を含めてもそうですけど、メールを出したことで返事がないということ自体で、かなりもうそこから不安であったりとか、疑問であったりとか、いろんなね、もっと行くと心が傷ついてしまうことをいっぱいになってしまう感じがするんです。

それについては、ぜひ今後、二度と再発しないように、既に謝罪したと言うんですけども、再発しないように、丁寧にやり方を工夫して考えていただきたいなと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。
ほかにかがでしょうか。
森川委員。

【森川委員】

私もそのメールについてなんですけども、結果的に、内容が通報制度に該当しなかったというお話だったんですけども、内容のほうは詳しく言えないと思いますけども、通報制度の通報というところではなかったというのは、先ほどの御説明あったところの判断でよろしいですか。

【小田嶋教育長】

それは、私からお話させていただきますけど、個人からのメールですので詳しくは触れられな

いですが、メールを出す前日に、部長、課長と面談したということで、その感謝の言葉と、あと改善をお願いしたいということ、主に人事に関わる3点のことについて検討してほしいという内容であって、法令違反を通報するものではなかったことを、これは私自身も、そのメールは見ていますので、私自身が確認しています。

また通報という言葉もないメールでした。

あと、昨年の陳情審査の陳述の際に、陳情に御本人が、このメールのことについて「改善してほしい旨をまとめ」という言葉で表現していますので、去年もそういう形で御本人は、改善してほしい旨をまとめたメールがあったというふうにおっしゃっているところです。

それで御理解いただけますでしょうか。

【森川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

先ほど御説明いただきました資料5ですけれども、ここに、これまでの本市の対応状況というのがありまして、これを見ると、面談と文書で合計9回のやり取りをしています。

その中で、通報制度に関する話があったのかどうか。そもそも通報という話が出てきたのは、いつ頃からなのか、教えていただけるでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【本波教職員人事課担当課長】

通報というものが出てきたのは、昨年度の陳情における意見陳述の際に、川崎市教育委員会職員制度があります。教職員の窓口は、教職員人事課になっておりますと述べておりますので、これが最初だというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ということは、今、御質問にあった9回の面談や文書回答の中で、通報ということに触れて、何かお話があったということではないということによろしいですか。

【本波教職員人事課担当課長】

はい、そのように認識しております。

【小田嶋教育長】

田中委員よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょう。

野村委員が発言を求めています。野村委員、どうぞ。

【野村委員】

野村です。

改めて、やり取りのことについて、もう一度丁寧に確認したいんですけども、資料5の中で、文書の回答が5回というふうに記されております。去年の陳情のときにも、やり取りの回数5回と分けているんですけども、改めてどんな内容に対しての、どんな要望に対しての回答が関わっている内容について、もう少し、お聞かせいただけますか。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

じゃあ、事務局。

【本波教職員人事課担当課長】

まず、11月でございますが、11月5日付と11月9日付の質問に対するものでございまして、内容については、詳しく申し上げられませんが、人事に対するものや、今後、前校長からの聞き取りを実施する予定であることが記載されておりました。

12月のものにつきましては、11月25日付の質問に対するものでございまして、教職員人事課の相談窓口に関する事、人事に関する事、過去の校長の言動について記載されておりました。

5月のものにつきましては、3月30日付、5月7日付の質問に対するものでございまして、内容はメールを6か月気づかなかったことに対するお詫び、人事に関する事、元校長の業務に関する事などについて、回答してきたところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

野村委員、よろしいでしょうか。

【野村委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

芳川委員。

【芳川委員】

今回の陳情についての質問をしたいんですけども、校長の言動について、昨年度も調査され

たと思うんだけど、昨年の調査、聞き取り以外に、今回改めて調査を行ったかどうか、どれぐらいの時間など、教えていただきたいんですが。

【本波教職員人事課担当課長】

今回につきましても、改めて10人の関係者に、事実関係等について確認したところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

その結果として、問題となる事実は確認できなかった。昨年も、そういったある報告だったと思うんですけど、改めて10人から聞き取って、そこを確認したということですね。

【本波教職員人事課担当課長】

はい。改めて確認いたしました。

【小田嶋教育長】

芳川委員よろしいですか。

【芳川委員】

はい、分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

ごめんなさい。今、野村委員ですね。

野村委員、発言を求めていましたか。

野村委員、お願いします。

【野村委員】

すみません。先ほどの10人に改めて調査したというのは、その10人はどういった方々かというの、教えていただけるのでしょうか。

【小田嶋教育長】

答えられるものがあれば、事務局からお答えできますか。

【本波教職員人事課担当課長】

当時の学校関係者ですとか、教職員も含めて10人ということになります。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

野村委員、よろしいですか。学校関係者。

【野村委員】

ありがとうございます。はい。

【小田嶋教育長】

じゃあ、田中委員。

【田中教育長職務代理者】

まず、職員通報制度の窓口が周知されていないという事実はあるのでしょうか。

それと、これに関連して、陳情書の1枚目下から3行目に、「2022年12月校長より通報制度について教職員に説明する旨の指示」というふうに書かれていますが、これちょっと意味がつかみにくいので、これについて教えていただけるのでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【本波教職員人事課担当課長】

これは、令和4年11月8日に、庶務課長が学校向けに配布した文書を校長が教職員向けに説明したものでございます。

大変失礼いたしました。令和4年11月10日付で、庶務課長が学校向けに配布した文書を校長が教職員向けに説明したものでございます。

また、このほかの制度に関する周知についてでございますが、川崎市教育委員会職員通報制度等に関する要綱をホームページ上に掲載しているところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

職員通報制度の窓口については、ホームページ上に掲載しているということと、今言った通知によって、お知らせしたということです。

田中委員、よろしいですか。

【田中教育長職務代理者】

ちょっと確認です。

陳情書の中では、教職員に、この制度が周知されていないので、2022年12月に、徹底するよというふうなことがなされたというふうに理解しているんですけども、そうすると、それまでにはあまり周知されていないというか、十分に浸透していなかったというふうに理解しているのでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【本波教職員人事課担当課長】

そういう意味でいいますと、周知が十分でなかったかというふうには思っております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

第三者窓口の設置についてなんですけども、こちらが教育委員会の職務権限外であるということとは、先ほど。

(傍聴人による発言)

【森川委員】

第三者窓口の設置などが、教育委員会の職務権限外であるというのは、先ほどの説明を受けて理解いたしました。

ただ、弁護士が窓口になっていることなどについて、ごめんなさい、ちょっと教えていただきたいんですけど、他の政令市の状況など、御存じでしたら教えてください。

【本波教職員人事課担当課長】

他の政令市の状況でございますが、ホームページ上での確認になっておりますが、4市において、弁護士を設置しているというところを確認しているところでございます。

以上でございます。

【森川委員】

そのような弁護士窓口の設置など、今後、川崎市も検討していくのでしょうか。

【本波教職員人事課担当課長】

本市における弁護士の設置につきましては、他都市の状況も確認しながら、今後、研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

【森川委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

すみません。先ほどの職員通報制度の窓口が周知されていなかったとか、十分に浸透してなかったということについてなんですけど、やっぱりこの制度の周知は、しっかりと図っていくことが必要だと考えますので、職員通報制度が法令違反に当たる事案を対象にしているんだという趣旨も含めて、今後もしっかりと周知を徹底していただきたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。野村委員もよろしいですか。

それでは、陳情の取扱いについて、御意見を伺いたいと思います。

石井委員が欠席ですので、今日は4人全員から、取扱いについての御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

先ほど私が、初めに大きく二つの内容を確認しました。

まず、職員通報制度をきちんと運用してほしいということについては、事務局が要綱の規定に基づいて対応しているということが、確認できたと思っております。

2021年4月のメールは、通報制度の通報には該当しないということが理解できたので、陳情者が言われる機能不全というところには、当てはまらないと判断いたしました。

また、教職員人事課に法令遵守を求めるという点につきましては、関係法令や要綱、要領等に基づいて、適正に業務が遂行されているということを確認できたと、今理解しております。

そして、質問に対する回答ということにつきましては、今までの対応で回答しているものもありますし、今日の事務局の説明、また質疑の中で回答できていると確認いたしました。

以上のことから、本陳情については不採択というふうに考えます。

【小田嶋教育長】

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

説明を聞かせていただきました。

私も田中委員と同じような感じで、特に陳情の2について関心がありました。

ただ、教育委員会の全ての取組を監視する組織の設置については、教育委員会の職務権限外というふうに、説明を聞いて確認しましたので、そういうふうに考えると、やはり不採択かなと思います。

ただし、先ほど申し上げましたが、今回の陳情に関わる中で、メールを6か月間以上も気づか

ずにしていたこと、そして、先ほど窓口をちゃんと周知していなかったことなどの点については、しっかり是正していただきたいというふうに思っています。

以上です。

【小田嶋教育長】

ほかの野村委員、森川委員、いかがでしょう。

野村委員、お願いします。ちょっとお待ちください。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

昨年の陳情調査のときは内容が異なっていますが、趣旨といいますか、陳情者の方がおっしゃりたいということは、私は固まっているところもあるかと思えます。

昨年も、今回も、事務局としての対応ですとか、その内容に関して、私は大きな問題があるというふうには感じていません。やはり冒頭でも申し上げたように、人と人ですので、こちらが丁寧に説明したつもりでも、受け取る側の方は足りないと思うこともあるかとは思えます。

そこは話し合いを積み重ねていくしかないことですし、法令や、その他の決まりに照らし合わせて、何が間違っているかというところ、大きいミスはないというふうには私は感じております。

これまでの振り返りの中でもありましたように、職員通報制度の周知徹底や、それから、今後、弁護士の窓口を川崎市も設置していくのかどうか、検討を進めていくことですか、そういった取組を進めるということでもって、今回の陳情を今後生かすというのが一番いいかと思えますので、これらの点も踏まえまして、川崎市の考え方として挙げさせていただいた資料の1からも、適正かと判断しておりますので、私も今回は不採択でいいのではないかなと考えております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

森川委員。

【森川委員】

私も、お話をお伺いしまして、教育委員会の全ての組織、全ての取組を監視する組織の設置。これについて、職務権限外であると同時に、全ての取組を監視する組織が教育委員会の中にあつては、お話が違うのではないかと思いますので、この件に関しては確認しましたので、また、あとメールのほうを6か月間気づかずに、してしまったこと。これも取り返しのつかないことですが、その後、丁寧に何度か謝罪をされているということとかも説明を受けました。

よって、ほかのことは皆様のお話ししたことと重なりますが、私も不採択と考えます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

では、私のほうで改めて整理させていただきますが、初めに、陳情事項1につきましては、教職員課の陳情者に対する、これまでの対応状況を改めて確認できたというふうに考えておりますし、令和3年4月のA教頭から教職員人事課に送信されたメールにつきましては、私、先ほども

お話ししましたように、職員通報と認知できる内容ではなかったということを私自身確認しております。要綱第8条の規定に基づく通報の処置を行わなかったものであります。

ただし、今、お二人からもありましたけど、6か月返信行わなかったという事実は、真摯に受け止める必要があると思っておりますし、いろいろな形で謝罪をしたという事実もありますが、改善すべきという御意見があつて、全くそのとおりでというふうに感じています。

次に、陳情事項の2につきましては、これも昨年度の陳情審査の際にもあつたと思うんですけど、教育委員会に対し、同委員会の全ての事務執行を監視する組織の設置を求めるものですが、これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条で定める教育委員会の職務権限外の事項であることが確認できました。

以上のことから、本陳情につきましては、不採択としたいと考えますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、不採択と決定いたします。

8 議事事項 I

議案第23号 川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

「議案第23号 川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、学事課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第23号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、学事課長から御説明申し上げます。

【新田学事課長】

学事課長の新田でございます。

それでは、議案第23号につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー02-2、議案第23号資料1を御覧ください。

1ページの「1」でございますが、まず、川崎市高等学校奨学金の制度の概要について、御説明いたします。

(1) アですが、本制度は高等学校へ入学を許可された者、又は在学する者で、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な方に、奨学金を支給する制度で、返還の必要がない給付型でございます。

イですが、奨学金は、高校への入学を許可された中学3年生に支給する「入学支度金」と、高

校に在学する者に支給する「学年資金」がございます。

(2) 奨学生の資格としましては、申請する生徒が川崎市内に住所を有していること、世帯の合計所得が基準額以下であること、学業成績について、評定結果の平均値が5段階評価の3.5以上で、校長からの推薦が受けられること、としており、このような基準を満たせば、市外の学校や私立の学校に通っていても、奨学生として認められる制度としています。

支給する金額につきましては、(3)の表のとおりでございます。令和4年度の採用者数については、(4)のとおり入学支度金が195人、学年資金が672人となっております。

次に、2ページを御覧ください。「2」でございますが、今回、改正を行う背景としましては、「川崎市デジタル・トランスフォーメーション推進プラン」に基づき、全庁的に行政手続の原則オンライン化を進めており、本制度におきましても、申請者の利便性の向上のため、これまでの紙の申請書のみによる申請手続を改め、オンライン手続(e-KAWASAKI)を活用したオンライン申請を導入することとしました。

「3」のオンライン申請の運用案でございますが、ファイルナンバー02-3、議案第23号資料2を御覧ください。上段の1が、従来の紙による申請の流れとなっております。本制度は校長の推薦を要する制度ですので、申請者は学校に申請書を提出し、校長が各申請者の推薦書を作成して、教育委員会事務局総務部学事課に提出する流れとしております。

それに対し、下段の「2」が、e-KAWASAKIを加えた新申請手法を実施する流れでございます。申請者は紙による申請も、e-KAWASAKIによるオンライン申請も、いずれの手法でも申請することが可能としておりまして、いずれも申請書の提出先については、今まで学校で受け付けていたものを学事課において受け付けるよう変更するものでございます。その後、学事課において学校ごとに申請者の情報を取りまとめ、その情報を各学校に通知するとともに、推薦書作成を依頼します。学校においては、当該通知を受領した後、推薦書を作成して学事課に提出する流れとするものでございます。

ファイルナンバー02-2、議案第23号資料1の2ページにお戻りいただき、「4」の規則改正理由を御覧ください。

(1)ですが、先ほどの流れで御説明したe-KAWASAKIを活用したオンライン申請は、川崎市立学校以外の学校である県立学校や私立学校は、川崎市のシステムであるe-KAWASAKIの利用権限がなく、直接申請を受領することができないため、学事課において受け付ける必要がございます。

(2)ですが、川崎市立学校へのオンライン申請や紙による申請についても、手続の明確化や事務の効率化を図るため、全ての申請を統一して学事課にて申請を受け付けることが必要であると考えております。

(3)ですが、現行規則に規定する申請手続は、紙の申請書を校長経由で提出することと規定されているため、先ほど御説明しました、学事課においてオンライン申請含め、全ての申請を統一して受け付ける手続を実施するために、規則を改める必要があります。

最後の「5」の今後についてでございますが、今年度としましては、本年9月に規則の改正後、必要な様式を整える事務取扱要領の改正を行います。10月からオンライン化の周知を含め入学支度金の募集を始めまして、申請書の受付期間につきましては、11月10日から12月18日までを予定しております。

その後、令和6年1月から3月までにかけて審査及び奨学生の決定等を行い、3月下旬に奨学

金の支給を行う予定です。

令和6年度につきましては、4月から6月までに学年資金の募集、7月に審査及び奨学生の決定、8月と令和7年2月に奨学金の支給を行う予定としております。

なお、本制度及び今回の改正内容の周知手法につきましては、川崎市ホームページ、市政だより、教育だよりかわさきに制度の案内を掲載するとともに、区役所・支所・出張所、市民館・図書館、情報プラザ等に募集要項・ポスターを配布いたします。

また、本制度の対象となる生徒への広報につきましては、市内及び近隣の高等学校等へ募集要項等を送付しているところをごさいます、そのうち川崎市立中学校につきましては、中学校3学年全生徒分の募集要項を配布し周知に努めてまいります。

学事課からの説明につきましては、以上でございます。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、引き続き、議案の詳細について御説明いたします。

ファイルナンバー02-1、議案第23号の3ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「奨学金の申請を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとすること等のため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

初めに、第7条の改正でございますが、奨学金の申請書の提出手続を変更するとともに、これまでの紙媒体による申請方法に加えて、オンラインによる申請を行うことができる旨の規定を追加するものでございます。

続いて、5ページを御覧ください。第10条の改正でございますが、誓約書の提出先を変更するものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和5年11月10日とする旨を定めることとしております。

議案第23号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

森川委員。

【森川委員】

質問というか、要望なんですけど、御説明ありがとうございました。

日々、子どもと接していて、高卒という肩書を取れるか取れないかは、その後の人生において、非常に大きな影響を与えております。

中学生ぐらいの子どもですと、行きたいのに家のことを先走って考えて、行きたいと言えなかったり、行かないから別にいいんだと投げやりになってしまっているケースを見かけることがあります。

なので、子ども本人の目につくようなチラシですとか、ポスターですとか、今どこにそうしたら子どもたちに届くかが分からないのですが、できましたら本人に希望の種をまいていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

御報告ありがとうございます。

とてもありがたい変更だなというふうに思っています。

今までは、どうしても学校を経由して校長でというところにいたのが、オンラインで申請できること。最近様々な形で、オンライン申請はどんどん広がってきている感じですので、申請者として、保護者として、家庭にとって、もうちょっと気楽な感じで申請できるシステムだなというふうに思っております。感想です。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第23号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

以下、非公開となります。

<以下、非公開>

9 報告事項

報告事項No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

鷹觜庶務課長が説明した。

報告事項No. 1は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第24号 人事について

鷹觜庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第24号は原案のとおり可決された。

11 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、以上をもちまして終了といたします。

(15時13分 閉会)